

～消費者被害情報～

**「ホクロ取りクリーム」を使ったら、皮膚に「穴」があいた！
～自己判断での「ホクロ取り」は危険です～**

(平成26年7月23日)

相談事例

外国の事業者が販売していた「ホクロ取りクリーム」をインターネット通販で購入した。使用しはじめて2日目、クリームを塗った部分がピリピリ

して違和感が生じたので、使用を中止した。

後日、皮膚科を受診したところ、ホクロのあった場所にくぼみが生じており、潰瘍になっている、と言われた。

このクリームに問題があったのだろうか。

**ココに注意！・・・東京都消費生活総合センターからのアドバイス****★ 自己判断での「ホクロ取り」は危険です。**

「ホクロ取りクリーム」のなかには、皮膚に強い作用を及ぼす成分が含まれている可能性があります。ホクロを取りたいと思ったら自己判断せず、皮膚科を受診しましょう。

★ 医薬品等の個人輸入には注意が必要です

事業者のサイトが日本語で表記されていても、外国の事業者からの購入は個人輸入となります。

個人輸入した医薬品等には、日本の薬事法は適用されません。また、個人輸入した医薬品等で危害を受けても、販売に関連する事業者は、購入者の「自己責任」として済まそうとします。

★ 危害にあわないために、商品の危険性に関する情報も入手し、慎重に判断しましょう

インターネットで商品を購入する際には、その商品の危険性や販売事業者に関する情報も検索するようにしましょう。

なお、「ホクロ取りクリーム」に関しては、独立行政法人国民生活センターのサイト(「ホクロ取りでの危害－エステや自己処理でやけどや傷－」http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20090409_1.html)も参照してください。

★ もし、危害が発生してしまったら・・・すぐに専門医への受診と消費生活センターに相談を！

東京都消費生活総合センター
03-3235-1155(相談専用電話)

<悪質事業者通報サイトへ情報をお寄せください>

すでに解決してしまった消費者相談情報や、窓口で相談するほどでもないけど困った経験をしたことがあるなどの情報をお寄せください。 <https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/tsuho/honnin-form.html>

寄せられた情報は、悪質事業者の指導や処分に役立つほか、都民の皆様への情報提供、啓発につながります。